ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この告示は、クリーンエネルギーの普及を促進し、地球環境への負荷の軽減を図るため、住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。

２　前項の補助金の交付に関しては、ときがわ町補助金等の交付手続等に関する規則（平成 18 年ときがわ町規則第 43 号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において「発電システム」とは、住宅等において太陽光を利用して発電を行うシステムで、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

⑴　電気事業者の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしたものであること。

⑵　電気事業者と特定契約を締結していること。

⑶　未使用品であること。

（補助対象経費）

第３条　補助金交付の対象となる経費は、発電システムの設置又は発電システム付住宅の購入に要した費用とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、太陽電池容量の値（単位はキロワットとし、小数点以下２位未満は切り捨てる。）に、20,000 円を乗じて得た額（1,000 円未満の端数は切り捨てる。）とし、60,000 円を限度とする。

（補助対象）

第５条　補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

⑴　自ら居住する町内の既存住宅若しくは新築住宅（住宅が併用住宅の場合は、居住用部分の床面積が総床面積の２分の１以上を占めるもの）又はその附属建物（車庫、物置等）に新規に発電システムを設置した者

⑵　市町村税等の滞納がない者

⑶　この告示による補助金の交付を受けたことがない者

２　この告示による補助は、同一の住宅等に対して１回限りとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電気事業者と特定契約を締結した日からその日の属する年度の３月３１日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日以外の日）までに、ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

⑴　発電システムの設置場所の案内図

⑵　発電システムの設置工事請負契約書の写し

⑶　発電システム付新築住宅を購入した場合は住宅の売買に係る契約書等の写し

⑷　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第６条第４項に規定する確認済証の写し（新築住宅の場合に限る。）

⑸　発電システムの仕様・規格等を確認できる書類（仕様書・カタログ等）
⑹　発電システムの設置工事に要した費用の領収書及び明細書の写し
⑺　発電システムの設置完了後の現況写真及び設置に係る図面
⑻　電気事業者と特定契約を締結したことを証明する書類(「特定契約のご案内」等)
⑼　市町村税等の完納を証する書面
⑽　住民票の写し
⑾　発電システムが未使用品であることを証明できる書類（保証書の写し等）
⑿　その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第７条　町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　町長は、前項の決定をしたときは、ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付・不交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条第２項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金請求書（様式第３号）を町長に提出するものとする。

（維持管理）

第９条　交付決定者は、発電システムを常に良好な状態に維持管理するよう努めなければならない。

（交付決定の取消し）

第 10 条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消すことができる。
⑴　この告示の規定に違反したとき。
⑵　虚偽の申請その他不正行為によって交付決定を受けたとき。
⑶　前２号に掲げる場合のほか、町長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

２　前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 11 条　町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、返還の方法及び期限を定め、ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還命令書（様式第５号）により返還を求めるものとする。

（委任）

第 12 条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後のときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあったときがわ町住宅用太陽光発電システ

ム設置費補助金について適用し、令和５年３月３１日までに申請のあったときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、なお従前の例による。

様式第１号(第６条関係)

ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

年　　月　　日

ときがわ町長　　宛

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号　　(　　)

ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けたいので、ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第６条の規定により下記のとおり申請します。

記

1　発電システムの設置場所など

設 置 場 所	ときがわ町
建物の状況	□　専用住宅　(　□　新築　　□　既存　) □　併用住宅　(　□　新築　　□　既存　) (　①居住部分の面積　　m^2　) (　②その他の面積　　m^2　) 総床面積(①＋②)　　m^2 □　附属建物　(　□　新築　　□　既存　)

2　発電システムの概要

項　　目		内　　容
太陽電池モジュールの型式名及び製造者名	型 式 名	
	製造者名	
太陽電池モジュールの公称最大出力及び使用枚数		×　　枚　＝　　W(　　KW)
特定契約日		年　　月　　日

3　経費内訳

補助対象経費の合計（税抜き）	円
補助金(交付申請額)	円

※ 上限額は 60,000 円とする。

4　添付書類

確認欄	添　付　書　類
□	①　発電システムの設置場所の案内図
□	②　発電システムの設置工事請負契約書の写し
□	③　発電システム付新築住宅を購入した場合は住宅の売買に係る契約書等の写し
□	④　建築基準法第６条第４項に規定する確認済証の写し(新築住宅の場合に限る。)
□	⑤　発電システムの仕様・規格等を確認できる書類　(仕様書・カタログ等)
□	⑥　発電システムの設置工事に要した費用の領収書及び明細書の写し
□	⑦　発電システムの設置完了後の現況写真及び設置に係る図面
□	⑧　電気事業者と特定契約を締結したことを証明する書類(「特定契約のご案内」等)
□	⑨　市町村税等の完納を証する書面
□	⑩　住民票の写し
□	⑪　発電システムが未使用品であることを証明できる書類　(保証書の写し等)
□	⑫　その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付・不交付決定通知書

様

ときがわ町長　　印

年　　月　　日付けで申請のあったときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付
　補助金交付決定額　　円

２　不交付
　不交付の理由

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金請求書

ときがわ町長　　宛

申請者　住　　所

氏　　名　　㊞

電話番号　　（　　）

年　　月　　日付け第　　号で補助金の交付決定のあった住宅用太陽光発電システムの設置について、補助金の交付を受けたいので、ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額　　円

振込先

金融機関名	銀行　　本店 信用金庫 農協　　支店
預金種別	普通・当座・（　　）
口座番号	
（フリガナ） 名義人氏名	

様式第４号（第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消通知書

様

ときがわ町長　　印

ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり、補助金の交付決定を取り消しましたので通知します。

記

１　交付決定年月日　　年　　月　　日

２　交付決定番号　　第　　号

３　取消理由

様式第５号（第 11 条関係）

第　　号
年　　月　　日

ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還命令書

様

ときがわ町長　　印

ときがわ町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じますので、期限までに返納してください。

記

１	交付決定年月日	年　　月　　日
２	交付決定番号	第　　号
３	補助金交付年月日	年　　月　　日
４	既交付額	円
５	返還命令額	円
６	返還期限	年　　月　　日まで
７	返還方法	
８	返還命令理由	